

生活支援クーポン券（第2弾）発行事業

【事業の概要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民に対し、町内の登録店舗で利用できるクーポン券を発行し、消費を下支えするとともに、エネルギー価格高騰等の影響を受けている町内事業者の支援、地域活性化を図ることを目的とする。

【支援対象者】 基準日現在で住民登録のある住民

【基準日】 令和4年10月31日（月）

【クーポン券の額】 町民1人当たり 5,000円
（クーポン券A 2,000円（500円×4枚）
クーポン券B 3,000円（500円×6枚））

【クーポン券利用期限】 発行後から令和5年2月28日（火）まで

【配付方法】 郵パックにより対象者に郵送

※世帯宛ではなく個人宛（封詰め作業時の正確性確保のため）

【利用店舗】 No.20・21の生活支援クーポン券発行事業の登録店舗
＜登録条件＞

町内で営業し、取扱店舗として登録した店舗

ただし、クーポン券Bは、次の店舗でのみ利用可能とする。

①本町を本店所在地とする店舗

②本店所在地が本町以外である場合は、店舗の面積が350㎡以下の店舗

（※クーポン券Aは、全ての取扱店舗で利用可能）

（利用店舗の周知）

① クーポン券発送時に、その時点での取扱店舗一覧を同封

② ①の一覧送付後も随時店舗登録を受け付け、町HP等を通じて最新の取扱店舗情報を周知する。

【予算額】

◆扶助費：生活支援クーポン券換金分 73,000千円
（5,000円×14,600人）

◆印刷製本費：クーポン券・ポスター印刷 806千円
（クーポン券10枚×14,650人=146,500枚）

◆消耗品費：発送用封筒・トナー・コピー用紙他 178千円

◆通信運搬費：郵送料 5,972千円
（@404円×14,650人+@213円×250事業者）

◆手数料：振込手数料 44千円（@110円×400件）

合計 80,000千円

（店舗登録方法）

No.20・21の生活支援クーポン券発行事業の登録店舗には、第2弾の登録の意向確認を行い、登録申込があった場合は、「生活支援クーポン券（第2弾）取扱店舗登録証」を発行する。

その他の新規店舗の登録は、町HP、商工会議所、商店連合会、中心街活性化プロジェクト等に周知依頼する。

（換金方法）

使用済クーポン券を商工会議所に持参（月1～2回の換金日を設定）

（不正防止）

①クーポン券裏面に店舗の横版を押印

②商工会議所持参時に「生活支援クーポン券（第2弾）取扱店舗登録証」を提示

高齢者世帯等生活負担軽減支援事業

【事業の概要】

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による町内高齢者世帯等の生活に必要な費用の負担軽減を図るため、これらの世帯に対し町内の登録店舗で利用できるクーポン券を発行する。クーポン券の発行により、生活費支援の即効性を確保し、波及効果として町内事業者への支援も期待される。

【支援対象者】

町内在住の下記世帯である非課税世帯の世帯主。

- ①65 歳以上の者のみの高齢者で構成される世帯 1,160 世帯
- ②障害者のいる世帯※1 100 世帯
- ③ひとり親の世帯※2 60 世帯
- ④生活保護受給者の世帯※3 80 世帯 計 1,400 世帯

(※1 高齢者以外、※2 高齢者・障害者以外、※3 高齢者・障害者・ひとり親以外)

【支給要件】

1. 住所要件：基準日時点で、本町に住民登録している世帯
2. 所得要件：住民税非課税世帯
3. 世帯要件：次の①～④のいずれかに該当する世帯

① 高齢者世帯

65 歳以上の人（昭和 32 年 10 月 30 日以前に生まれた人）がいる世帯。

②障がい者世帯

- ・身体障害者手帳を持っている人がいる世帯
- ・療育手帳を持っている人がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳を持っている人がいる世帯
- ・障害年金を受けている人がいる世帯

③ひとり親世帯

10 月分児童扶養手当を受給している人がいる世帯

④生活保護受給世帯

生活保護を受給している世帯

【基準日】 令和 4 年 10 月 31 日

【クーポン券の額】 支給要件を満たす世帯 1 世帯につき 12,000 円
(クーポン券 A 500 円×24 枚)

【クーポン券の利用期限】 発行後から令和 5 年 2 月 28 日（火）まで

【配布方法】 ゆうパックにより対象者に郵送する。
(個人宛ではなく世帯宛とする。)

【利用店舗等】 生活支援クーポン券（第 2 弾）発行事業を準用する。

【予算額】

◆歳出：支援金	事業費	16,680 千円
		(1,390 世帯×12000 円、扶助費)
	事務費	794 千円
		(印刷製本費 192 千円、郵送費 572 千円、消耗品費 30 千円)
	合計	17,474 千円

◆歳入 負担金・補助及び交付金 6,466 千円
※道の「市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金」を活用
(令和 4 年 9 月 13 日付福祉第 1563 号における内示額)

学校給食費負担軽減事業

【事業の概要】

国際情勢等の影響により原材料費が高騰している中、児童生徒の心身の成長に不可欠な学校給食においては、メニューや食材調達のやり繰りを行っているところだが、給食センターや食材納入業者の努力だけでは対応が困難な状況にある。

国の「総合緊急対策」を活用し、物価高騰相当分の賄材料費を増額することで、学校給食費を値上げせず、物価高騰下においても保護者負担を増やすことなく、引き続きこれまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食を提供する。

【目的・効果】

物価高騰下においても、保護者負担を増やすことなく、児童生徒の成長に不可欠な学校給食をこれまで通り提供することで、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図る。

【対象経費】

物価上昇率を下に積算した物価高騰による賄材料費の増額分を交付対象経費とする。

【予算額】

◆賄材料費：物価高騰分 **2, 2 1 9 千円**

(賄材料費予算額)

・令和4年度当初予算額	73,371 千円
・6月補正予算額（物価高騰分）	2,869 千円
・12月補正予算額（物価高騰分）	2,219 千円
計	78,459 千円

＜物価高騰分に係る積算方法＞

1日当たり提供人数×1食当たり単価×給食日数×物価上昇率（5.4％）

※給食日数 4年8月～5年3月分

	学 年	人数	単 価	給食 日数	物 価 上昇率	合 計
小学生	1 年生	141 人	252. 07 円	127 日	5. 4%	243, 746 円
	2 年生	124 人	252. 07 円	127 日		214, 358 円
	3 ～ 6 年生	554 人	255. 87 円	127 日		972, 135 円
中学生	1 ・ 2 年生	246 人	307. 66 円	128 日		523, 130 円
	3 年生	132 人	307. 66 円	121 日		265, 353 円
合 計						2,218,722 円

※物価上昇率：総務省が発表した直近の北海道の消費者物価指数（食料）の前年同月比

- ・令和4年8月分 5.4％（令和4年9月20日公表）
- ・令和4年5月分 4.6％（令和4年5月20日公表）6月補正